

町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例

町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例（平成17年10月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は住戸」を「、住戸」に改め、「長屋」の次に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」を加え、「自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する」を「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第4号イからホまでに掲げる建築物の」に改め、同条第2項中「（昭和25年政令第338号）」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

町田市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「斜面地建築物」とは、周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅、<u>住戸</u>の数が3以上の長屋<u>又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u>の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分(当該建築物に附属する<u>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第4号イからホまでに掲げる建築物の部分</u>を含む。)を地階に有するものをいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「斜面地建築物」とは、周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える共同住宅<u>又は住戸</u>の数が3以上の長屋の用途に供する建築物で、当該用途に供する部分(当該建築物に附属する<u>自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</u>の用途に供する部分を含む。)を地階に有するものをいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令(<u>昭和25年政令第338号</u>)において使用する用語の例による。</p>